

令和7年度（2025年度）社員食堂等における県産品活用推進業務 基本仕様書

1 業務名

令和7年度（2025年度）社員食堂等における県産品活用推進業務

2 目的

近年、本県では半導体工場の進出等により企業数が増加していることから、社員食堂等での県産農林畜水産物の消費拡大を目的として、社員食堂等で実施される県産食材を活用したメニューを提供する熊本フェア（以下、フェア）や社員による日常的な県産品購入を促進する取組を支援する。

3 業務の内容

社員食堂等でフェアを実施する企業を対象に、貸与及び提供する県産農林畜水産物のPR資材作成を行う。

県が公募等を行い、選定したフェア実施企業に対して作成したPR資材等を送付及び貸与資材の回収を行う。

次の（1）から（4）により実施すること。また、最終的な企画・制作・運営等の具体化については、熊本県（以下、「県」という）と受託者が協議のうえ決定する。

（1）フェア感を盛り上げる県産農林畜水産物PR用資材及び社員等の日常的な県産品消費を促すための資材作成

① のぼり旗の作成

フェアを実施する社食等に設置するのぼり旗作成（オリジナルデザイン印刷）

a) 仕様等

貸与対象：フェアを実施する社食等

サイズ：横 450mm×縦 1,800mm（チチ：上3か所、サイド5か所）

素材：水濡れにも強く、強度があること（ポリエステル等）。防炎加工が施してあること。ほつれ防止対応できていること。

印刷：片面（フルカラー）

枚数：30 枚

② ミニのぼり旗の作成

フェアを実施する食堂の卓上等に設置するミニのぼり旗作成（オリジナルデザイン印刷）

a) 仕様等

提供対象：フェアを実施する社食等

サイズ：横 100mm×縦 300mm（チチ：上2か所、サイド4か所）

丸台・ウエイト付

塩ビ白パイプ、キャップ式横棒全長 150mm 程度

素材：水濡れにも強く、強度があること（ポリエステル等）。防炎加工が施してあること。ほつれ防止対応できていること。

印刷：片面（フルカラー）

枚数：300 セット

③ ポスターの作成

企業等でフェア感を盛り上げる県産農林畜水産物をPRするポスターを作成（オリジナルデザイン印刷）

a) 仕様等

提供対象：フェアを実施する社食等

サイズ：添付する場所や使用用途を含めたサイズを提案下さい。

素材：コート紙等

印刷：片面（フルカラー）

枚数：500枚

④ 社員等へ配布するステッカーシール等作成

社員等の日常的な県産品の消費を促すため、県産農林畜水産物PRするステッカーシールを作成する。

啓発資材については提案事項とし、委託者と協議の上、決定する。

a) 仕様等

提供対象：フェアを実施する社食等を利用する社員

サイズ、素材：使用用途を含めて提案ください。

印刷：片面（フルカラー）

枚数：2,000枚

⑤ 全体共通

a) デザインは熊本県及び県産農林畜水産物をPRするオリジナルデザインとなっていること。

b) 「食のみやこ熊本県」ロゴマーク※を使用すること。

※ロゴマーク公表後にHP等に掲載。

c) くまモンのイラストを活用する。（くまモンについては「くまモンオフィシャルホームページ」に掲載されている「利用の手引き」に基づいて使用する。くまモンのイラスト利用申請は流通アグリビジネス課が行う）

※文言、デザイン等の詳細は別途打合せ

d) ③、④の資材には県産品の購入や飲食等を促すため、県HP「くまもとのアグリ&フード」※1及び県公式SNS「KUMA RICH」※2、地産地消協力店※3等への情報にリンクできる二次元コードを印刷する。

※1 くまもとのアグリ&フード

「地産地消」をはじめ、「県産食材」「企業の農業参入」「フードバレーアグリビジネスセンター」の情報を掲載した熊本県流通アグリビジネス課の総合サイト



くまもとのアグリ&フード

※2 KUMA RICH

県産品の魅力や旬の情報、県内各地の生産者等の情報を発信している地産地消の公式SNS。



LINE



Facebook



Instagram



X(旧 Twitter)

※3 地産地消協力店

「くまもと地産地消推進県民条例」における地産地消の趣旨に賛同し、県産品を販売する小売店や食材として使用し消費者に提供する飲食店を「熊本県地産地消協力店」に指定。

地産地消協力店数：449店（飲食店176店舗、販売店273店舗）令和7年3月現在。

d) 校正回数

2 回程度

e) 納品

納品期限：令和7年(2025 年) 9月5日(金)

納品場所：熊本県庁本館9階流通アグリビジネス課

【参考】令和7年度(2025年度)社員食堂等における県産品活用の支援対象企業等について

○対象企業

- ・社員食堂を有する従業員が50人以上の県内外企業等(当該の給食業務を受託する企業含む)
- ・10社程度での実施を想定

○支援の条件

- ・熊本県産の農林畜水産物等を使用したメニューを提供する熊本フェア等を実施すること
- ・フェアは複数日実施すること(連続でなくても可)
- ・実施後、取組の報告に協力できること(フェアの時期、メニューの内容等)

※支援企業の選定：企業は県が公募等を行い、選定する。

(2) 社員等に県産農林畜水産物を PR するためのサンプル手配

- ・県産農林畜水産物のPRのため、フェアを実施する企業の社員等に対して農林畜水産物等のサンプルを選定し、購入すること。
- ・試食用の県産農産物等については提案事項とし、委託者と協議の上、決定する。
- ・10 社 1,000 名程度(100 名/社程度)を想定している。

(3) 資材及び試食用サンプルの発送及び資材管理について

① 資材について

- ・受託者は企業に貸与及び提供する資材を受託期間管理し、フェア実施企業への発送を行うこと。
- ・企業に貸与する資材については、フェア実施企業がクリーニングし、受託者に返却するものとする。
- ・企業に貸与及び提供する資材は、本事業で作成するものに加え、当課の既存資材を含む。

企業に貸与する既存資材：法被、エプロン 等

企業に提供する既存資材：ポスター、マスク、コースター 等

② 試食用サンプルについて

- ・受託者は提供する試食サンプルをフェア実施企業に発送すること。

③ ①、②共通

- ・企業が余裕を持ってフェアを準備できるよう、発送スケジュールを計画すること。
- ・発送場所等の詳細は別途指示する。

(4) 効果測定

① 指標の作成

- ・本事業の効果測定のための指標及び効果の分析方法を提案すること。

② 企業への聞き取り

- ・本事業の実績(効果)について、フェア実施企業へのアンケート等の聞き取り調査等により効果測定すること。
- ・聞き取った結果をとりまとめて、フェア実施後速やかに委託者に報告すること。

③ 効果分析・改善提案

- ・ 中間分析を10月中に行うこと。
- ・ 業務完了時には全体の効果測定結果を報告すること。

上記(1)～(4)以外で、本事業の目的を達成するために効果的な取組案があれば、併せて提案すること。

4 委託期間

契約締結の日から令和8年(2026年)3月19日(木)まで

5 実施体制

正副2人を担当者とする。なお、担当者は、業務内容や進捗状況について、県担当者と密に協議を行うこととする。

6 成果品

- ・ 業務完了報告書(報告書の内容は委託者と協議し、紙及び電子媒体により提出すること)
- ・ 本業務で作成した成果品一式(資材現品及びそのデザインデータ(PDF、JPEG等)、発送先一覧データ等)
- ・ その他委託者が業務の履行確認に必要と認めるもの

7 著作権等について

- ・ 当該委託業務の執行にあたり必要となる著作権の処理は、受託者が関係団体と協議の上、適切に行うこと。
- ・ 受託者が、本業務委託により新たに制作した制作物の著作権(著作権法第21から第28条に定めるすべての権利を含む)は県に帰属するものし、県がこれらの制作物(写真、イラスト、文章、ホームページ画面、データ等)を無償で自由に二次利用できるよう著作権法第18条から第20条に規定する著作権者の権利を行使しないこと。
- ・ 制作物の中に第三者が著作権等を持つ素材を利用する場合には、それぞれの著作権者等と協議の上、利用を行うこととする。二次利用についても同様とする。
- ・ 制作物に係る著作権・肖像権処理等に関して第三者と紛争が生じたときは、受託者は直ちにこれを県に報告し、受託者の責任と費用負担において解決するものとする。

8 留意事項

- ・ 成果品の著作権は熊本県に帰属する。
- ・ 提案書には、各業務に関するスケジュール及び実施体制、経費の内訳を明記すること。
- ・ 本仕様書は、企画コンペの結果に基づき、委託者・受託者双方で実施内容の協議を行ったうえで、別途作成する。
- ・ 契約締結後、速やかに業務実施に係る計画書(実施内容、スケジュール等を記載)を提出し、県の承認を得ること。また、業務の実施に当たっては、県と十分協議した上で実施するものとする。
- ・ 受託者は、本業務の実施に当たり、関係法令、条例等を十分に遵守すること。
- ・ 受託者は、業務目的を達成するために、より効果的な手法があるとき又は本業務執行上やむを得ない事情が発生したときは、本仕様書の内容について県と協議することができるものとする。
- ・ 本業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、本業務の一部の再委託又は一部を請け負わせることについては、事前に県の承諾を得るものとする。
- ・ 受託者は、本業務の実施に当たり、知り得た機密に属する情報、また県が提供する資

料・データ類及び受託業務の内容について、業務を担当する部門以外の第三者に漏らしてはならない。本業務終了後も同様とする。

- ・ 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。
- ・ 受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、県から提供された資料等を県の許諾なく複写または複製してはならない。
- ・ 受託者は、本業務遂行のために、受託者が保有する記録媒体（磁気ディスク、磁気テープ、紙等の媒体等）上に、個人情報及び機密に属する情報等を記録した場合は、本業務完了時に全て消去すること。また、契約解除の場合においては、速やかに消去すること。
- ・ 受託者は、本業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- ・ 委託期間中及び期間の終了後において、委託者が必要と認める場合は、受託者に対しこの業務に関して必要な報告を求め、又はその職員が日時・方法等を協議の上、受託者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。受託者は、本仕様書の疑義、変更及び本仕様書に定めのない事項が生じた場合、または著しく変更があった場合は、県に確認を行い、両者協議の上、決定すること。
- ・ 本業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、本業務が終了した年度の翌年度から5年間保存しておくこと。